

平成25年(ワ)第38号,平成25年(ワ)第94号,平成25年(ワ)第175号

「生業を返せ,地域を返せ!」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国,東京電力株式会社

意見陳述書

2014(平成26)年1月7日

福島地方裁判所民事部 御中

原告 : 阿部 哲也



(原告番号 T-0622)

1 経歴と事故直後の状況

2011年3月11日午後2時46分に起きた巨大地震,その後発生した原発事故によって,私達農家は多大な苦痛と困難を受けることになりました。

私の実家は祖父の代から続く果樹栽培の専業農家です。私は二男でしたので,東京都内の大学を卒業後そのまま就職するつもりでしたが,父の病気をきっかけに福島に戻り,会社員として数年間勤務した後,26歳で就農しました。経営内容は梨をメインに,桃,リンゴと合わせ約1.5ヘクタール,他に自家用野菜も栽培しています。父が60歳という若さで他界した後,私は母と地域の人に支えられ,少しずつ農作業を覚えていきました。

事故当時,私は母と妻,それから3人の娘と一緒に暮らしていました。事故後,私の家族は避難しませんでした。避難指示もありませんでしたし,放射線量を知るすべがありませんでした。そして何よりもその日の生活に必要な物資を確保することで精一杯でしたので,避難することなど少しも考えませんでした。放射線量が高かったことは全て後から分かったことです。

2 農業の被害

原発事故後、農民を失望と怒りのどん底に落としめる事実が浮上してきたのは3月末のことでした。野菜の基準値超えによる出荷停止、続いて原乳の出荷停止がありました。

私が栽培している果樹類は出荷が8月下旬からで、検査の結果、基準値を大きく下回っていたため、通常どおり出荷することができました。しかし、同じ年の8月、汚染された稲藁を食べた肉牛から放射性物質が検出され、報道機関が全国一斉に取り上げたのをきっかけに「福島産農産物」に対する取引が各消費地で激減したのです。福島を代表する果物である「桃」の出荷直前のことでした。皮肉なことに、この年の果物は桃をはじめとして梨やぶどう、りんごなどの果物類は、味、大きさともに例年にないほどの出来映えで、果樹農家にとってはまたとないチャンスOfYearでした。取引されない「福島産桃」は行き場を失い、一部は廃棄され、市場に出回った「福島産桃」は5キロ1箱につき、手取りでたったの200円から300円の値段しか付かなかったのです。

私の家も例外ではありませんでした。メインの梨では何十年とお付き合いのあるお客様から注文のキャンセルや数量の変更が相次ぎました。長年契約し、注文してくれていたお客様から敬遠されるというのはとてもショックでした。さらに桃と同様、市場価格の下落が追い打ちをかけ、収入は大きく落ち込みました。

まさに先祖代々受け継いできた農地が汚染され、農家の生業（なりわい）を原発事故という人災で奪われた瞬間でした。

原発事故から間もなく3年経とうとしています。私達農家は、一部の品目を除き、出荷できるという事に全力を傾注して今の難局を乗り切ろうと必死です。

けれども、昨年も相次ぐ原発のトラブル、汚染水問題、始まったばかりの燃料棒の取り出し等があり、大雨が降るたび、地震が起きるたびに「原発は大丈

夫か？」という不安は拭いきれず、胸中が穏やかになることはありません。「福島産農産物」は市場での取引が敬遠され、どうしてもその品目が品薄状態にならないと捌けない、市場関係者の販売努力にもかかわらずこのような状態が続いています。そのことを「風評被害」として片付けることは消費者にその責任を押しつけることに他なりません。我々が被っているのは農地を汚染されたことから生じる明らかな「実害」なのです。

3 土地が汚染されたことから生じる精神的な被害

私たちは今、収入の減収分は東京電力との交渉により逸失利益分の賠償を受けています。しかしそれは営農を継続するため、家族を支えるための最低限のものに過ぎません。私たちが失ったものはそれ以上に大きいと言わざるを得ません。

果樹園は水田と異なり、土を反転して放射性物質を土中に閉じ込めることが出来ませんので、土壌の放射性物質を取り除くには、表土を剥ぎ取るしかありません。果樹園の表土はまさに美味しい果物を作るための生命線で過去何十年という歳月をかけて作ってきた最も肥沃な部分なのです。ですから表土を剥ぎ取ったならば、土作りはまたゼロからのスタートになります。そのことで樹木にどのような影響が出るかは誰も知り得ません。万が一、収穫量が減少したり、樹が枯れてしまったとしても、その損失分の賠償が受けられるかどうか分かりません。また、仮に削り取ることが出来たとしても汚染物質の置き場すら決まっていない今、自分の園地の一部を仮置場として提供しなければなりません。

一昨年、県北地方の果樹園では全ての園地で樹体の洗浄作業が行われました。けれども、作業後、空間線量は低減しましたが、洗浄に使った水はそのまま土に染み込むため、土壌は約4000から6000ベクレルあります。明らかに土そのものが汚染されているのです。土に染み込んだ放射性物質がいつ樹木の根から吸収され果実に移行するのか、その可能性もゼロではありません。汚染された園地から収穫された物は全て検査を受けなければなりませんから、その

出荷の際の気苦勞は福島農家の一人一人がこれからもずっと持ち続けることになります。

健康への不安もあります。昨年9月、ある大学の先生の協力を得て、2週間ガラスバッジを付けて生活しました。その結果、年間に換算して現在許容されている年間1ミリシーベルトを大きく上回る追加線量を受けていることが分かりました。

さらに私の地域では地元の中学生の総合学習の一環として毎年数回にわたって園地で農作業を体験させ、地域の産業への理解を深めてきました。この地域では50年以上続いてきた伝統の取り組みです。これが原発事故後一切無くなりました。教育委員会の方針で線量の高い農地への子ども達の出入りを禁止したためです。保護者の方々の心配を思えば当然ですが、原発事故は子ども達が地域とのつながりを学ぶ教育の場すら奪い取ってしまったのです。

4 最後に

以上、述べてきたとおり、私たち農家はいわゆる風評被害と言われる販売不振など、金額で換算できる実質的な損害の他に、農地を汚染されたことにもなう精神的苦痛やストレス、健康への不安、さらには子ども達と地域のつながりまで絶たれた喪失感など、金額に換算できない多大な損害を被っているのです。このような損害を国が定めた賠償基準でいとも簡単に決められるのは、あまりに「理不尽」その一言に尽きるのではないのでしょうか。

農家は物を作る喜び、収穫できる喜び、そしてお客様に求められる喜びから成り立っています。その喜びを感じることで毎年生産を続けることができるのです。そしてそれは全ての恵みを提供してくれる大地への感謝の気持ちから来ているのです。その母なる大地が汚された怒りほどこへぶつければ良いのでしょうか。

原発事故が福島県で起きてしまったことは変えられない事実として重く受け止めています。私たちはこれからも放射能と向き合って生きていく覚悟です。

ただ、その現実はあまりにも大きく耐え難いものです。

事故が起きた今だからこそ、東京電力と原子力政策を推し進めてきた国は、その過ちを認め、責任を明確にし、私たちの主張に耳を傾けるべきです。以上のことを申し述べて私の意見陳述とさせていただきます。

以上